

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について

1 概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

2 支給対象者

(1) 低所得のひとり親世帯

① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者世帯（約6,300世帯）

② 公的年金等受給者（約340世帯）

公的年金等を受給していることにより令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。

③ 家計急変者（約500世帯）

令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

(2) 低所得のふたり親世帯

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のうち、住民税非課税のふたり親世帯を対象とする給付金については、現在国において具体的な制度を検討中。

3 支給金額

児童1人あたり50,000円

4 支給手続及び支給時期

- ・ 2(1)①の児童扶養手当受給者世帯については申請不要。4月28日(水)に児童扶養手当の受取口座に振り込む予定。
- ・ 2(1)②公的年金受給者、③家計急変者については申請手続が必要。詳細が決まり次第、市ホームページ等で周知する予定。
- ・ 2(2)低所得のふたり親世帯の支給手続及び支給時期については、詳細が決まり次第、市ホームページ等で周知する予定。